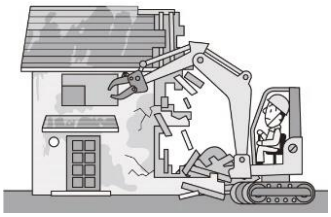
朝来市の老朽空き家解体補助金について（不良住宅等・破損空家等除却支援事業）

R8.10



【対　象】

概ね**1年以上使用がない個人住宅**で、事前調査により不良住宅・準不良住宅・破損空家のいずれかと判定されたもの。　※母屋の除却が必須であり、離れのみの除却は対象外。また、住宅以外の店舗・倉庫・工場等は対象外。

【補助額等】

事前調査による判定区分	補助額	状態
不良住宅	最大１３３万２千円【対象工事費の３分の２】 （準不良住宅は下記条件を満たす必要あり）	倒壊の危険性が高い
準不良住宅		倒壊の危険性が一定以上ある
破損空家	最大４０万円【対象工事費の５分の１】	腐朽及び破損が一定以上ある
補助対象外		上記に該当しない場合

※準不良住宅の条件：地元区等が、地域活性化のために跡地を 10 年間活用すること（例：区の駐車場）

※「他住居等へ影響のない周囲から離れた空き家」は対象外となります。

【補助対象外】

まずは税務課等で滞納を解消ください
（朝来市税務課 TEL:079-672-6119）

（１）市税等の滞納があるとき（名義人及び申請者）
（２）所有者が亡くなっており、相続人の同意を得られないとき（２親等内の相続人）
（３）抵当権・賃借権等の、所有権その他の権利を有する者の同意が得られないとき
（４）他の補助金の交付対象となっているとき
（５）建築物等の一部を除却する工事であるとき（例：増築部分を残す）
（６）自らが実施する除却工事であるとき（工事業者へ依頼せず自分で除却するとき）

【補助金入金までの流れ】　※４月１日から書類受付開始・先着順

（事前調査）　①事前調査申込 → ②事前調査→ ③調査結果通知

（補助金申請）　④補助金申請　→ ⑤補助金審査（市・国・県）→　⑥補助金決定通知

（完了処理）　⑦除却工事　→ ⑧工事費支払　→ ⑨完了届等提出　→　⑩補助金額確定通知

→⑪請求書提出　→ ⑫**補助金入金**　　※□は申請者や工事業者が実施するもの

【注意事項】

（１）補助金決定までは、時間がかかります（３、４か月かかる場合あり）。

・受付件数によっては、更に時間がかかる場合や、次年度の申請となる場合があります。

・⑫補助金入金を年度中に完了する必要があるため、申請時期によっては次年度の受付となります。

（２）除却工事は、必ず⑥の補助金決定通知が届いてから実施ください（決定前の工事は補助金対象外）。

・**朝来市内の事業者と契約する場合のみ補助対象となります。**市外の事業者との契約は対象となりません。

（３）申請者が工事費用を業者へ全て支払った後に、補助金が入金されます（後払い補助金）。

・対象工事費用は、空家の除却にかかる工事費用であり、登記・解体届出費用等は対象外です。
　また、補助金申請時には、３社の見積書が必要です（相見積）。

・面積あたりの除却費に上限があるため、延面積の小さな空家は最大の補助額にはなりません。

【裏面あり】

※代理受領の利用が可能です。申請者の代理として工事業者が市からの補助金を受領する制度です。【事前に届出や印鑑登録証明書などが必要。詳細は市 HP“補助金の代理受領制度”参照】

（４）申請者は、空き家の所有者です。所有者が亡くなっている場合は、相続人が申請者です。

・一定の条件を満たす場合は、所有者から承諾を得た地元区又は自治協が申請することも可能です。

・申請者の住所が朝来市外であっても申請可能です（空き家の所在地が朝来市内であれば申請可能）。

※令和８年４月から、**法人及び団体が所有者の場合も申請が可能**となりました（例：会社が名義人の場合も申請可能）。ただし、工事業者が所有者であり、自らで除却工事をする場合は対象外です。



事前調査では、主に建物全体に倒壊のおそれがあるかどうかが判断されます。補助金が対象外や条件付き等となった場合でも、放置してよい空き家というわけではありません。

空き家は法律・条令により所有者・相続人に管理責任があります。瓦の飛散や屋根・外壁の一部崩落等により周囲に損害を与えた場合、賠償責任等が発生します。

また、建築物の解体・廃棄費用は年々上昇傾向にあります。さらに、倒壊のおそれのある建築物は安全対策や廃棄物の仕分け等が難しくなる関係から通常よりも費用が高くなることが多々あります。

空き家を放置するリスクを十分にご理解いただき、自主的な解体等適切な対応をお願いします。

【問合せ先】

朝来市役所都市政策課　空き家担当　　〒669-5292 朝来市和田山町東谷 213 番地 1
ＴＥＬ：０７９－６７２－６１２７　　ＦＡＸ：０７９－６７２－３４４０

※その他空き家対策情報は、市ＨＰの“空家等対策【全般】”に掲載しています。
（「朝来市空き家対策」で検索　https://www.city.asago.hyogo.jp/soshiki/27/10358.html）

【補　足】

（１）対象となる住宅の判断基準について

一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう、一つ以上の居室・専用の台所・専用のトイレ・専用の玄関の設備要件を全て満たす建築物のことです。

（他の世帯の居住部分を通らずにいつでも使用できるものであれば、共用の場合も専用とみなします）

（２）併用住宅で対象となるものについて

店舗等、住宅以外の用途を兼ねる場合は、延べ面積の１／２以上を、居住の用に供するものが対象です。

（３）事前調査について

事前調査申込書を提出された空家について、市や委託先が国の基準に基づき判定調査を実施します。

※明らかに基準に満たないと思われるものは、事前に聞き取り等を行うことがあります。

例　：屋根、外壁、基礎・土台・柱又は梁に、腐朽や破損等が見られない場合（床は判定対象外）

例２：腐朽・破損等が、屋根の雨漏りのみの場合（基準に満たないため補助対象外となります）。

※腐朽・破損は、建物の主要部分（母屋）について判定し、下屋・附属建屋など付帯部分は除きます。